

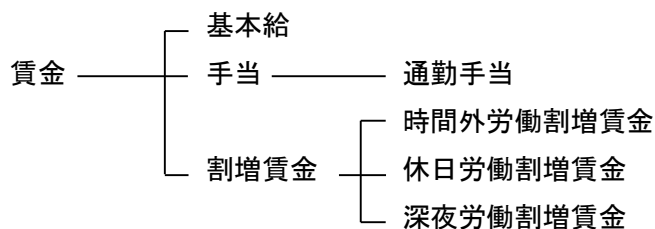
## 賃金規程

### 第1条（目的）

この規程は、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋の職員の賃金に関する事項を定めたものである。

### 第2条（賃金の構成）

賃金の構成は、次のとおりとする。



### 第3条（基本給）

基本給は、職員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案し各人ごとに理事会にて決定する。

### 第4条（通勤手当）

通勤手当は、所定の交通機関を利用して通勤するものに対し、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

### 第5条（割増賃金）

1. 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

① 時間外労働賃金（所定労働時間を超え法定労働時間内で労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 時間外労働賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

③ 休日労働割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{時間外労働時間数}$$

④ 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

2. 前項の 1 か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{\text{毎年 1 月 1 日から 1 年間における所定労働時間数の合計}}{12}$$

#### 第6条（賃金計算期間および支払日）

賃金は、1日から末日を締め切りとした期間について計算し、翌月10日に支払う。ただし、当該支払日が金融機関の休日の場合はその前日に支払うものとする。

#### 第7条（賃金の支払いと控除）

1. 賃金は、通貨で直接職員にその全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、職員の同意をえた場合は、本人の指定する金融機関の口座へ振り込むことにより賃金を支払う。
3. 次に掲げるものは、賃金から控除する。
  - ① 源泉所得税
  - ② 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
  - ③ 雇用保険の保険料の被保険者負担分

#### 第8条（昇給）

1. 昇給は、勤務成績その他が良好な職員について、毎年4月1日をもって行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。
2. 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに理事会にて決定する。

制定・改定 令和2年2月1日

起案	審査	承認
令和2年1月22日	令和2年1月29日	令和2年2月1日
作戦会議	理事会	理事長 山内大輔